ウェブページ等への観光行催事等に係る掲載事務処理要領

1. 趣旨

渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課の所掌する観光行催事等について、当課ウェブページ及び「渡島の観光情報LINE公式アカウント」への掲載の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

1. 承認基準

掲載することのできる事業は、本道の観光振興に寄与すると認められる事業とする。ただし、当該事業が次の各号に該当する場合は、掲載しないものとする。

1. 政治団体又は宗教団体（政治家又は宗教家が個人で開催する場合を含む。）が主催者である事業
2. 主催団体等の役職員に犯罪にかかわる者がいるなど、社会的批判を受けるおそれがある団体が主催者である事業
3. 事故防止対策、公衆衛生対策等に十分な措置が講ぜられていない事業
4. 公序良俗に反する事業
5. 環境への配慮が十分でない事業
6. 申請手続

掲載の申請は、掲載申込書（書式例１）によることとする。

1. 掲載申込書の提出を省略することができる場合

申請者が別表１に定める者である場合は、前条の規定にかかわらず、掲載申込書の提出を省略することができる。

1. 承認手続
2. 商工労働観光課長は、当該事業内容をこの要領で定める承認基準に基づき審査し、その諾否について、決裁権者を商工労働観光課長とする決定書により、決定することとする。
3. 掲載を承認した場合は、主催者に対し、承認した旨を通知するとともに、「北海道エコイベント指針」を送付することとする。
4. その他

本要領に定めのない事項については、商工労働観光課長が別に定める。

附則

この要領は、令和３年８月25日から施行する。

別表１

|  |
| --- |
| 渡島管内各市町 |
| 一般社団法人函館国際観光コンベション協会 |
| 一般社団法人北斗市観光協会 |
| 松前観光協会 |
| 福島町観光協会 |
| 一般社団法人しりうち観光推進機構 |
| 木古内町観光協会 |
| 一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会 |
| 鹿部温泉観光協会 |
| 森観光協会 |
| 一般社団法人八雲観光物産協会 |
| 一般社団法人長万部観光協会 |
| 公益社団法人北海道観光振興機構 |